令和8年第5回芳賀町議会定例会

9月1日から11日までの11日間の会期で開かれました。初日の9月1日は、全議案を上程し、町長から提出された報告、議案の提案理由の説明、監査委員から決算審査の報告を受け、同意案を可決しました。

9月3日は一般質問を行い、9月4日は令和7年度決算を除く議案の質疑・討論・採決を行い、9月7日は令和7年度の決算について質疑を行った後、常任委員会に付託し、9月9日まで各常任委員会で書類審査、現地調査を行いました。最終日の9月11日には、令和7年度決算を原案どおり認定、追加議案を含む各議案を可決し、閉会しました。

芳賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意



黒崎（くろさき）　静夫（しずお）氏

関本一雄氏（上延生）が令和8年10月31日をもって任期満了となるため、後任に黒崎静夫氏（与能）を最適任者として選任することに議員全員が同意しました。

芳賀町教育委員会委員の任命同意



渡辺（わたなべ）　信夫（のぶお）氏

令和8年9月30日をもって任期満了となる渡辺信夫氏（上稲毛田）を引き続き最適任者として任命することを議員全員が同意しました。

条例改正

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

主な内容

令和8年3月18日付で、町議会議長から議員のなり手不足を解消するため、議員報酬の適正化に関する要望書を提出しました。そのことを受け、芳賀町特別職報酬等審議会条例の規定に基づき、令和8年4月20日付けで審議会に諮問しました。

令和8年7月29日に、審議会から議員報酬額についての答申書の提出があったことを受け、町として検討した結果、議員報酬を引き上げることが適正であると判断されたため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容（令和9年5月1日から適用）

【報酬月額】	現在	➡	改正後
議長	340,000円	➡	390,000円
副議長	280,000円	➡	320,000円
議員	250,000円	➡	290,000円

附帯決議を議決

今回の条例改正にあたり、議員のなり手不足は将来の議会機能の維持・充実に関わる重要な課題であり、町と議会がそれぞれの立場から継続して取り組んでいくことが重要であると認識し議員発議により、附帯決議を提出し、賛成多数で議決しました。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正に対する附帯決議

議案第４１号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、議員のなり手不足の解消に向け議会から町へ改正検討の要望を提出し、所定の手続きを経て町長から提出された議案であり、なり手不足解消のための環境整備の一歩として捉え、これを尊重する。

しかしながら、本町議会は、議員のなり手不足は将来の議会機能の維持・充実に関わる重要な課題であり、町と議会がそれぞれの立場から継続して取り組んでいくことが重要であると認識していることから、次の事項について万全を期すことを求める。

1　今回の改正は、議員のなり手不足解消を目的とした改正であるため、目的が十分に果たされていないと判断された場合には、あらためてその要因を検証すると共に、議会と協議、連携し、議員報酬のあり方について速やかに検討すること。

1　今回の改正は、平成７年の改定から約３０年の長期間行われずに経過した点を踏まえ、社会経済情勢の変動や県内他町の動向に注視し、定期的に検証し、必要に応じて審議会を開催する等、見直しの検討をすること。

1　議会は、今回の改正を機に、議会活性化と議員活動の充実を図り、改選後は、新たな議会改革検討委員会等を中心に、候補者の動向や社会情勢の変化を見極め、なり手不足の解消に向けた対策、議会改革、定数のあり方等の検討を継続して行うこと。

以上決議する。

令和８年９月４日

芳賀町議会

決算審査
監査委員意見
―抜粋―


▲赤羽章男代表監査委員


▲有坂隆志監査委員

〔一般会計および特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況〕

本年度の決算審査については、一般会計、特別会計の決算書、基金の運用状況、その他の関係調書について、および、下水道事業会計の決算報告書、その他関係調書について、計数の正確性を検証するとともに、執行状況が法規にのっとり、適正で、経済的・効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、事務処理状況の過年度との比較についても確認しました。

その結果、執行状況は、法規に基づいて適切であり、決算全体について計数的な過誤がなく、適正であったと認識しました。

財産に関する調書については、公有財産、物品、基金についても帳簿などと照合済みであり、数値の正確性と、その管理および運用についても適正であると認めます。

基金管理運用状況については、基金台帳と符合しており、正確であることを確認しました。

一般会計における町債残高は、約66億4千万円となり、前年度と比較すると約1千万円の増で、引き続き高い状況にありますので、町債残高の抑制に努めていただくよう、お願いします。

健全化判断比率については、将来負担比率は18.9%で、昨年度に比べ、2. 2ポイント改善しました。

実質公債費率は、2.1%で、昨年度と比較し、0.3ポイント上昇しましたが、引き続き低水準です。

その他、一般会計および特別会計、一部事務組合などを含めた、実質赤字比率や連結実質赤字比率は、いずれも『該当なし』でした。資金不足比率についても全会計において『該当なし』でした。

令和7年度は、第7次芳賀町振興計画の目標達成に向けて、各分野において、様々な取り組みが展開されました。

昨今、国内経済は回復の動きが見られる一方で、物価高騰や人口減少に伴う人材確保の困難、超高齢化社会における社会保障費、医療費の増大など、社会を取り巻く環境は、依然として不透明です。また、DXの推進、カーボンニュートラルへの対応、激甚化する災害対策など、新たな行政課題への対応も求められています。

そのような中ではありますが、芳賀町においては、法令遵守と適正な事務執行を基本としながら、健全な財政運営と確実な成長戦略を実行し、第7次芳賀町振興計画が目指す将来像である「住みやすいまち」「活気あふれるまち」「持続できるまち」を実現するため、効率的な町政運営が行われますよう切望します。

〔下水道事業会計決算〕

公共下水道事業においては、現在も計画区域内の未整備区域への整備拡大が行われており、整備完了に向け、交付金等の財源を確保しながら速やかに事業を進められることを望みます。

農業集落排水事業においては、計画区域内の整備を完了しており、施設の老朽化に伴う今後の改修更新作業が課題と考えます。

両事業とも、持続可能な事業運営を目指し、使用料の見直しが行われ、令和8年10月から適用されることは、健全化に向けた不可欠かつ適切な措置であり、評価できるものである。この改定を機に、独立採算を旨とする公営企業として、受益者負担の原則にあらためて立ち返り、一般会計からの繰入金に依存しない独立した経営体制の構築に努め、収支の安定を図りながら、快適な生活環境の確保に努められたい。